

公益財団法人日本ソフトボール協会 資産運用管理規則

第 1 条 (目 的)

当規則は、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「当法人」という）の資産の運用・管理方針について定め、資産の適正な管理と安全な運用を図ることを目的とする。

第 2 条 (資産の構成)

当法人の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初寄附された財産目録記載の財産
- (2) 会 費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

第 3 条 (資産の管理)

当法人の資産は、理事会の決議を経て、代表理事がこれを管理する。

第 4 条 (資産の区分)

当法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

2 基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

第 5 条 (基本財産の使用の制限)

基本財産は、これを処分し又は担保にしてはならない。

2 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会及び評議員会の決議を経て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

第 6 条 (基本方針)

基本財産は、元本返還が確実な方法で運用を行う。

2 運用財産は、元本返還の確実性が高く、可能な限り安全な方法で運用を行う。

第 7 条 (運用対象)

運用対象は、資産の区分に応じ次の通りとする。

基本財産

- ア 銀行への円建預金

- イ 日本国債
- ウ 政府保証債
- エ 地方債
- オ 次項に定める範囲の円建て債券

運用財産

- ア 日本国債
- イ 政府保証債
- ウ 地方債
- エ 金融機関等への円建預金
- オ 郵便貯金
- カ 元本保証の金銭の信託
- キ 公社債投資信託
- ク 次項に定める範囲の円建債券

2 前項第1号オに定める円建て債券の範囲は次のとおりとする

(1) 前項第1号オに定める円建債券

日本の格付け期間機関のうち1社以上、かつ、外国の格付け機関のうち1社以上がA-格以上と格付けしている円建債券

(2) 前項クに定める円建債券

日本の格付け期間機関のうち1社以上、かつ、外国の格付け機関のうち1社以上がBBB格以上と格付けしている円建債券

3 資産運用責任者は、前項に定める円建債券を購入後、その格付けを下回った場合は、直ちに会長と協議の上、対応を決定しなければならない。

第8条（運用手続）

当該資産の運用に当たっては、あらかじめ会長の決裁を受けなければならない。

第9条（経費）

当法人の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

第10条（その他）

当規則に定めるもののほか、資産運用に関し必要な事項は会長が定める。

第11条（改廃）

当規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

当規則は、平成25年4月1日から施行する。

改訂履歴

令和 4年7月10日 一部改正

(第7条第1項および第2項の変更、第3項の追加)